

令和4年8月 第2回佐々町議会臨時会 会議録

1. 招集年月日 令和4年8月30日（火曜日） 午前10時00分
2. 場 所 佐々町役場 3階 議場
3. 開 議 令和4年8月30日（火曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	平田康範君	2	川副剛君	3	横田博茂君
4	永田勝美君	5	長谷川忠君	6	阿部豊君
7	永安文男君	8	橋本義雄君	9	須藤敏規君
10	淡田邦夫君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	古庄剛君	教 育 長	黒川雅孝君	総 務 理 事	山本勝憲君
事業理事兼 庁舎建設室長	水本淳一君	建 設 課 長	山村輝明君	教 育 次 長	井手守道君
庁舎建設室長補佐	松田貴継君	税財政課長補佐	山口誠二君		

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議 会 事 務 局 長	松本典子君	議 会 事 務 局 書 記	濱野聡君

8. 本日の会議に付した案件

開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 行政報告

(1) 報告第10号 専決処分した事件（和解及び損害賠償の額を定める件）

(2) 報告第11号 専決処分した事件（令和4年度 佐々町一般会計補正予算（第5号））

日程第4 委員会報告

1 産業建設文教委員会

【その他報告】

(1) 町民体育館屋根外壁改修工事について

(2) 和解及び損害賠償について

日程第5 議案第57号 工事請負契約締結の件（令和4年度 町民体育館屋根外壁改修工事）

9. 審議の経過

(10時00分 開会)

— 開会 —

議 長（淡田 邦夫 君）

おはようございます。

ただ今から、令和4年8月第2回佐々町議会臨時会を開会します。

開会にあたり、町長から御挨拶をいただきます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

皆様、おはようございます。

幹部職員の議会の欠席ということで、大変皆様方には御迷惑をお掛けしています。

本日、令和4年第2回の佐々町議会の臨時会の招集をお願いいたしましたところ、大変皆様方には御多忙の中に、全議員の皆様にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、本日、行政報告としまして、報告第10号の専決処分した事件、和解及び損害賠償の額を定める件、それから報告第11号といたしまして、専決処分した事件、令和4年度佐々町一般会計補正予算（第5号）、以上の2件の報告をさせていただきたいと考えております。

また、案件につきましては、工事請負契約締結の件、令和4年度町民体育館屋根外壁改修工事の1件でございます。

どうぞ御審議をいただきまして、御承認をいただきますようお願い申し上げます。簡単措辞でございますけど、開会にあたりましての御挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

— 開議 —

議 長（淡田 邦夫 君）

本日の出席議員は、全員出席です。

これより、本日の会議を開きます。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則の規定により、9番、須藤敏規君、1番、平田康範君を指名します。

— 日程第2 会期の決定 —

議長（淡田 邦夫 君）

日程第2、会期の決定を行います。

本臨時議会の会期については、配付しております議事日程表のとおり、8月30日、本日1日間にしたいと思います。

日程について説明を行います。

はじめに行政報告です。2件の報告を町長からお願いいたします。

次に、委員会報告です。産業建設文教委員会の報告を委員長からお願いいたします。

次に、議案第57号の1議案です。その後、閉会の予定です。

なお、日程については、議事の進行により時間の延長もあろうかと思いますが、あらかじめ御了承をお願いいたします。

お諮りします。本臨時議会の会期は、8月30日、本日1日間に決定することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本臨時議会の会期は、8月30日、本日1日に決定しました。

— 日程第3 行政報告 —

議長（淡田 邦夫 君）

次に日程第3、行政報告に入ります。

2件の報告を町長からお願いいたします。

町長。

町長（古庄 剛 君）

（報告第10号 朗読）

中身につきましては、建設課長をもって説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（淡田 邦夫 君）

続けてやってください。

町長。

町長（古庄 剛 君）

（報告第11号 朗読）

これにつきましては、税財政課長補佐をもって説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（淡田 邦夫 君）

建設課長。

建設課長（山村 輝明 君）

報告第10号の1ページをお開きください。

専決処分書。地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに町長の専決処分の指定に関する条例（平成26年佐々町条例第1号）第2条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、次のとおり専決処分する。令和4年6月29日専決、佐々町長。

1、専決処分する事件名、和解及び損害賠償の額を定める件（遊具による人身事故における和解及び損害賠償）。

2、専決処分事件発生年月日。令和4年6月29日。

3、損害賠償額。1万3,800円。

次のページをお開きください。

4、和解及び損害賠償の相手方。記載のとおりでございます。

5、事故の概要。でんでんパークさざに設置してあるターザンロープに、相手方が子どもを抱っこしてぶら下がり滑走中、ワイヤーが切れて地面に落下し、相手方が腰を打撲するなど受傷されたものです。

6、和解の概要。町及び相手方は、上記事故の責任割合を町側10割、相手方ゼロ割とし、本件事故に関する一切の損害賠償金として、治療費にかかる費用1万3,800円を、町が相手方に支払うものとする。本件示談のほか、町と相手方の間には一切の債権債務関係がないことを確認する。

資料をお願いいたします。

事故の概要につきましては、先ほど説明のとおりでございます。

和解の内容でございます。資料の中段となります。

事故の当事者、甲、こちらが佐々町になりまして、佐々町の損害額がゼロ円、乙、相手方になりますが、そちらが1万3,800円です。責任割合が、甲、佐々町が100%になっておりますので、その額1万3,800円を治療費として、乙、相手方に支払うものとなっております。

2、損害賠償額は、1万3,800円です。この和解及び損害賠償に係る歳入歳出予算の補正を、このあとの報告第11号でお願いさせていただいております。

事故が起きましての対応といたしまして、直ちに当遊具の使用禁止措置を講じ、でんでんパークさざのその他の遊具及び町内の公園遊具について、一斉点検を行いました。

御迷惑をお掛けして、大変申し訳ありませんでした。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長（淡田 邦夫 君）

税財政課長補佐。

税財政課長補佐（山口 誠二 君）

報告第11号。次のページをお願いいたします。

令和4年度佐々町一般会計補正予算（第5号）。

令和4年度佐々町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億9,453万2,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年6月29日専決、佐々町長。

1 ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入。20款諸収入、補正額1万3,000円、計1億953万9,000円。4項雑入、補正額1万3,000円、計5,853万3,000円。

歳入合計、補正額1万3,000円、計83億9,453万2,000円。

歳出。8款土木費、補正額1万4,000円、計9億4,008万1,000円。5項都市計画費、補正額1万4,000円、計3億8,233万9,000円。

14款予備費、補正額減額1,000円、計946万7,000円。1項予備費、補正額、計とも同額です。

歳出合計、補正額1万3,000円、計83億9,453万2,000円。

2 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1 総括につきましては割愛をさせていただきます。

3 ページをお願いいたします。

先にありました、報告第10号のとおり、今回報告第11号では、その10号に伴います補正予算の専決をさせていただいたところでございます。よろしくをお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

報告第10号、報告第11号の報告2件をしていただきました。

一括質疑といたします。質疑を行います。

9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

前回のこの案件について交渉中ということで聞いておりましたが、和解をしたということで本当に良かったとは思っておりますが、今の本人の治療具合は完治なさったのかどうなのか、その状況についてちょっとお尋ねしておきます。

そして、町村会の保険での予算ということなんですけども、町が10割、相手方がゼロ割ということで今お聞きしましたけども、通常でしたら、そこの遊具は、大人は使用してはいけないということで、全てが10割、町がみらんくちやいかんのかなと思うものですから、そこら辺のことについてはどのようにお考えだったのか。和解ですから。通常でしたら、交通事故でも1割は自己責任ということで、1割はとられるのが通常だろうと思うんですけども。町村会としてもそういうとで、町の施設とか遊具で事故が起きた場合は、全部みてもらえるのか。町村会保険については、そこら辺をちょっと確認をしておきたいと思います。

2 点。

議 長（淡田 邦夫 君）

建設課長。

建設課長（山村 輝明 君）

けがをされました当事者の方につきましては、治療をされまして、完治されたということで、和解のほうをしたところでございます。

もう一つの負担割合の件でございますけれども、町村会と協議をしながら、この分については対応をしたところでございますけれども、まずは、点検のところで、ケーブルの推奨交換サイクルが5年か6年になっているところで、交換が望ましいという指摘を受けたにも関わらず、交換を9年経ってございましたけれども、交換をしていなかったということと、先ほど大人は使用したら駄目ということをおっしゃいましたけれども、この遊具は6歳から12歳でありますけ

れども、その対象年齢シールが小さくてちょっと目につきにくかったということもありまして、協議の結果、町が10割負担をするということで、町村会とも話ができたところでございます。以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
9 番。

9 番（須藤 敏規 君）
ということは、遊具について適正なメンテナンスの管理ができていなかったということで、それをマイナスして、町の責任が10割となったということになるわけですたいね。それで、町としては、そこら辺については、町長、どうお考えですか。

議 長（淡田 邦夫 君）
いいですか。
町長。

町 長（古庄 剛 君）
今、建設課長が言いましたように、やはりメンテナンスというのがよくできていなかったというお話もありますし、それから、表記をよく、12歳以下しか乗れませんよという表記が小さくて、周知がよくできていなかったのではないかとということで、そういうお話ができて、町としましてはゼロ対10ということで、今回は10割の補償を町が全面的にみるということになったということをお聞きしておりますので、御理解をいただければと思っています。

議 長（淡田 邦夫 君）
いいでしょうか。
9 番。

9 番（須藤 敏規 君）
ということは、管理が十分にできておれば、やはり相手方の俯瞰もあるということに認識しとけばいいわけですか。
要するに、町の職員の対応として、嚴重注意とか、管理不十分だったということ認めただということになるからですね。それぞれ管理台帳を、遊具とか建物とかそういうので、施設についてはそれぞれあると思いますから、後の案件もあるんですけど、いろいろ、今後。
やっぱり管理台帳をちゃんとしていくべきだろうと思っておるものですから。固定資産台帳は。まあ、別の機会にお尋ねしますけども。そこら辺に、職員についてのその管理不十分についてはどのようにお考えなのか。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
全体的な管理不十分なところもあったのかも分かりませんが、実際的に主なものは、やはり表記が小さかったということで、皆さん方に周知するのがよくできていなかったのではないかとすることが主な原因でやっている。
ただ、今、別のところもずっとあるわけでございますので、町としましては全体的見直しを

やっっていかなければならないのではないかと考えていますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに。

7 番。

7 番（永安 文男 君）

この件に関しまして、いろいろと御配慮、再発防止のためにいろんなことを検討されて、対応なさっていることに対しましては、お礼を申し上げたいと思います。

この機会に、ちょっと確認をいたしたいんですけども、この公園の遊具関係の事故に対して、今後の対応と、今、町長がお話しされたほかの所もあることなんですけどもというようなくだりの中で、ここに、今後の対応ということで、事故を受けての対応というところで、でんでんパークさざのその他の遊具、それから、町内の公園遊具について施設点検を行ったと書いてあるんですけども、その後、施設点検を行った後にどうだったのかっていうことを、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

これに関して、いろいろ、点検だけで終わらずに、いろんな講ずるところがあったのかどうかっていうことも含めて、この機会に確認をさせていただきたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

建設課長。

建設課長（山村 輝明 君）

この事故の後の一斉点検は、事故があった後、次の週にはすぐに行ったんですけども、その結果でございますけれども、その25公園を行っております。その結果、20公園のうち27遊具が使用したら事故の恐れがあるところがありましたので、20公園の27遊具につきまして、使用禁止を講じたところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

7 番。

7 番（永安 文男 君）

27遊具の点検状況分かりました。一応、今後、その後について対応をされておるものというように思いますけども、やはり、以前から申し上げておりますとおり、やはり点検というのを十分考慮して対応をしていただきたいというふうに思います。

この前、よその市町村でも事故が起こっております、やはり一斉点検を行ったということで、そういうようなくだりがありますので、大事故につながったらいけないということを真摯に受け止めて対応をお願いしたいと思います。この件に関しましては、理解いたします。今後とも、その旨真摯に受け止めて、対応方をお願いしたいと思います。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかにないでしょうか。

ほかに質疑もないようです。

行政報告を終わります。

以上で、日程第3、行政報告を終わります。

— 日程第4 委員会報告 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第4、委員会報告に入ります。

産業建設文教委員会の報告を委員長からお願いいたします。

5番。

（産業建設文教委員長 登壇）

5 番（長谷川 忠 君）

おはようございます。

では、産業建設文教委員会報告、所管事務調査の概要について報告させていただきます。

令和4年8月4日木曜日、午前10時から佐々町役場3階第2会議室で委員会を行いました。

今回の委員会報告は、本臨時会の議案に関する分のみの報告とさせていただきます。

2件のその他報告を受けました。

一つ目に町民体育館屋根外壁改修工事について、教育委員会から報告がありました。

町民体育館の屋根及び外壁について、経年劣化により塗装の剥がれやひび割れにより防水機能が低下し、雨漏りが発生、つきましては、壁内部の浸入及び屋内アリーナ等の浸食・腐食が懸念されるため、屋根外壁改修工事を行い、施設の長寿命化を図りたいとの説明を受けました。

委員からは、今回の屋根外壁改修工事により、施設の長寿命化は何年程度使用可能かと、今後の施設の建替え等のスケジュールは考えていないかの確認がありました。また、町民体育館は体育競技施設と避難所にも指定されているため、空調設備の検討はすべきではないかとの意見がありました。

教育委員会のほうから、屋根外壁改修工事により約20年はもてるとのことであり、今の時点では、長寿命化の計画のみで、建替え等のスケジュールについては、今のところ作っていない状況との説明を受けました。

町長からは、今回は外部の改修工事を行い、空調設備につきましては、内部で検討したいとの回答がありました。

2つ目は、和解及び損害賠償について、建設課からの報告がありました。

でんでんパークでの遊具の事故につきましてですが、先ほど町長の行政報告と同じ内容になりますので、内容等は割愛させていただきます。

和解及び損害賠償額のそれに伴う予算については、専決処分とした事件ということで、本会議において行政報告を行うとの報告を受けました。

委員から、その後の対応問題で、事故によって切れたターザンロープはいつ頃までに完了するのか。それから、安全措置のための掲示準備はされているのかとの確認がありました。

建設課から、ターザンロープの修繕は終わっております。前回、表示関係の不足が見られましたので、年齢対象シールと注意喚起の看板を新たに設置していますとの説明を受けました。

以上で、産業建設文教委員会の報告を終わります。

（産業建設文教委員長 降壇）

議長（淡田 邦夫 君）

委員長からの報告が終わりました。
以上で、日程第4、委員会報告を終わります。
これから議案の上程を行います。
質疑、討論、採決の順で進めていきます。

— 日程第5 議案第57号 工事請負契約締結の件（令和4年度 町民体育館屋根外壁改修工事） —

議長（淡田 邦夫 君）

日程第5、議案第57号 工事請負契約締結の件、令和4年度 町民体育館屋根外壁改修工事を議題とします。
執行の説明を求めます。
町長。

町長（古庄 剛 君）

（議案第57号 朗読）

中身につきましては、教育次長をもって説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（淡田 邦夫 君）

教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

それでは、議案の次ページのほうをよろしくお願ひいたします。別紙でございます。

工事名、令和4年度町民体育館屋根外壁改修工事。工事概要。屋根改修工事（防水工事）、面積1,344平米。金属系外装板新設工事、面積1,532平米。塗装工、面積1,054平米。窓枠及びサッシのシーリング、延長650メートル。外灯照明設備のLED工事26か所。外部足場工一式でございます。契約方法、指名競争入札による落札者との契約。契約金額1億1,363万円、うち消費税1,033万円。契約相手人、佐々町小浦免字丸山4番40、株式会社西日本建設佐々支店 支店長 松本慶太。工期、契約確定の日から令和5年2月27日でございます。

提案理由。本工事を令和4年8月23日入札執行し、上記業者が落札しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年佐々町条例第22号）第2条の規定により、工事請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、別添の資料のほうをよろしくお願ひいたします。

昭和53年に町民体育館を建設いたしまして44年が経過しております。これまでも平成2年に全体の外装塗装工事、平成9年に南側、公民館側の外壁防水工事を行っていますが、経年劣化により屋根や外壁の塗装が剥がれたところや、ひび割れ部分から雨水が浸透し、雨漏りが発生している状況でございます。こうしたことから、壁内部への浸食や屋内アリーナの腐食が懸念されますので、屋根外壁の改修工事を行い施設の長寿命化を図るものでございます。

工期につきましては、約180日間で6か月、9月から2月にかけて工事を行いたいと考えております。

工事の概要ですが、先ほど申し上げた内容でございますが、次ページ以降の図面で説明したいと思っております。

2ページをよろしくお願ひいたします。屋上の平面図になりますが、上段が現況図、下段が

改修図となります。下段の改修図のほうを見ていただきまして、赤い枠で囲んでおるところになりますが、屋根全体に防水塗装を行うようにしております。

3ページをお願いいたします。正面玄関側になりますが、壁面については、全体に金属製の外装板を貼り付けることで、水の浸入を防ぐ工法でございます。また、窓枠サッシについては、外側の防水シーリングを全体的にうち替える工事となります。

4ページをお願いいたします。こちらは正面玄関と反対側、体育館の裏側となります。工事概要、工法等につきましては、正面玄関側と同じ内容となります。

以降、5ページが公民館側の立面図、6ページが中学校側となります。こちらも工事概要、工法等については、正面玄関と同様となります。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

4番。

4 番（永田 勝美 君）

二、三、伺いたいのですけれども、一つは、今回の塗装に、防水と塗装ということなんですけれども、外壁に金属板を貼り付けて防水をするという工法がとられるということなんですけれども、そういうやり方っていうのは、実際に一般的なのか。それで、通常だったら、吹付塗装を、防水と吹付塗装ということになるのではないかと思うんですが、要するに金属塗装を、金属貼付けで外部塗装というやり方をやった場合の有利な点とリスクって言いますか、プラスマイナスについて御説明をいただきたいということが1点です。

そのことと合わせて、金額的にも1億1,000万ということで、非常に高い契約になるわけなんですけれども、費用対効果という点でどうなのかと。実際に20年持たせるのに、1年あたり560万ぐらいのお金がかかるということになるわけなんですけれども、それで、いわゆる長寿命化というふうに言われても、なかなか雲を掴むような状況がありまして、本当にそれだけの価値があるのかということをお問われるのではないかと思いますし、一般的なその修繕塗装という範疇からみても、大変金額的に高いものになっているのではないかという印象であります。そういった点について、町民の皆さんにどのように御説明するのかということについてどのようにお考えか、是非分かりやすい説明をいただきたいということです。

3点目は、工事の単価といいますか、いわゆるこの契約の総額が出ておりますけれども、例えば足場だとかそういったものの必要性だとか、そういったものなどもあろうかと思うんですけれども、トータルとして、算出された金額の根拠というのが今一つよく分からないので、分かる範囲で御説明いただきたいと思います。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

3点の質問があっております。

工法、金額、工事の単価ということで。

教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

それでは、まず、金属板を貼る工法についてということでございます。一般的には既存の塗装部分を剥がして、再塗装するという工法が一般的だとは思っております。

今回、金属板を貼り付けるという工法をとったわけですが、こちらが再塗装する場合と、そ

れから金属板を貼り付けた場合ということで、費用のほうを比較したところ、今回は金属板貼り付ける工法が安価であったということで、こちらのほうを選択したということになります。

それから、次に、契約額が維持管理の面でいくと大きいのではないかとこのところでございますが、これまでも先ほど申しあげましたように、防水塗装工事を行ってきたところではございますが、外壁等は特に劣化等が進んでおりまして、そういう状況でございます。なるべく費用が掛からない工法を選択しているわけでございますけれど、施設自体が、町内の施設の中でも大変大きいほうでございます。施工面積が大きいということから、積算上、こういうふうな金額になったということで考えております。

それから、工事の単価、それぞれどれぐらいだったかということでもよろしかったでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

暫時休憩します。

（10時35分 休憩）

（10時47分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

それでは、先ほどの御質問についてでございます。まず、外装板のメリット・デメリットについてお話をしておりませんでしたので。

まず、メリットになりますが、こちらは耐久性のほうは高いということになります。金属板のほうは耐久性のほうが高い。それから、雨漏りについても、より強度であるということでございます。

デメリットについてでございますが、基本的には通常の塗装のほうが安い、外装板のほうが高いというのが基本的なことでございますが、今回はうちの町民体育館については、塗装のほうで4層程度塗られておりまして、そういったのを剥がさないといけない、そういう工程が出てしまう。それから、雨漏りもなかなか特定が難しいところから、今回外装板を決定したわけでございますけれども、費用についても比較したところ、外装板のほう安価であったということでございます。

それから、こちらの事業費の内訳でございます。直工のほうで御説明いたしますが、直工で約8,000万になります。そのうち屋上の防水関係が1,000万程度になります。それから、外壁については4,800万程度。それから、仮設工事、足場等につきましては、900万程度。その他手すり等、付属につきまして500万程度となります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

4番。

4 番（永田 勝美 君）

メリット・デメリットのお話がありましたが、メリットになるのか、デメリットになるのかですけれども、いわゆる外壁を全て金属板で覆うということになれば、遮断、外壁とのいわゆる外気との遮断性っていいですか、気密性が上がるとかという問題が出てくるのかなと。内部材の

変質とかに影響がないのか。湿度が高まって内部材の腐食が先に進むとか、そういう心配はないのかということが1点。

それから、費用については、一般的な防水工事、いわゆる外壁の工事、そういったものについて、一般的な価格単価と当初の予定した価格と比較してどうだったのか。他との比較で、高いものについていないのかということについても説明をいただきたいと思います。2点。

議 長（淡田 邦夫 君）

建設課いいですか。
暫時休憩します。

（10時51分 休憩）

（10時58分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。
新庁舎建設室長補佐。

庁舎建設室長補佐（松田 貴継 君）

まず、外壁からの湿気等について問題がないのかということの質問、回答でございます。

まず、本建物は躯体のほう鉄筋コンクリートとなっております。今回の板金仕様については、その鉄筋コンクリートに木製の胴縁を縦に打ちまして、縦と横に打ちまして、それに更に防水シートを貼る施工となっております。

その躯体と胴縁の隙間を空気が通ることによって、通気性を確保しておりまして、その上に更に板金を貼ることによりまして、躯体への影響、結露であるとか、防水のほうですね、それを確実に止める施工としております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

4番。

4 番（永田 勝美 君）

結露、防錆についてはよく分かりました。私、鉄骨化というふうに思っておりましたので、それであれば、鉄骨の痛みがひどいと困るなというふうに。

一方で、気密性が高まる、保温効果も高まるということがあろうかと思いますが、そういった点では、いわゆる冬場はいいかもしれないんですけど、夏場の中の温度というのは更に上がるんじゃないのかというふうに思うわけです。

委員会のときにも、私の意見述べさせていただいたんですが、あそこの体育館というのは、避難所にもなっているわけで、そういった意味では、避難所の改修等について、冷暖房については、緊急防災対策で国の補助金事業としても可能だということを知っておりますが、そういった点で、空調の必要性についてどのようにお考えなのか。

町長は、委員会の中で検討していくというふうにお話があったんですが、将来20年に渡って、いわゆる長寿命化をするということですから、当然、その間には、空調の必要性っていうのはもう出てくることは明らかだというふうに、現状でもそうであるわけですから明らかだと思えます。

そうであれば、工事はやっぱり一括でやったほうが、足場等の費用を含めて、総体的には安

価で済むのではないかというようなこと、あるいは、緊防債の活用等を考えると、工事の進め方についても様々な検討ができるのではないかというふうに思います。契約の段階になってからということであるかもしれませんが、そうした検討について、今後どのように進めていかれるのかということについてももう少し伺いしておきたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
私は技術的にはちょっと分からないんですけど、今度工事をやって、気温が上がるのか、今より高くなるのか、夏場ですね、それはちょっと分からないんですけど、町としては今すぐというのはなかなか難しいんじゃないかと思っておりますので、やはり検討をさせていただければと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
ほかに。
6 番。

6 番（阿部 豊 君）
難しいことは聞きません。昨日、総務厚生委員会でも、公共施設等総合管理計画の絡みで、改定版では、従来型が60年建替えを、今度の改定型では80年まで持たせるような計画に改められております。それで、今回のいわゆる外壁改修工事、長寿命化というようなことがありますので、結局、改定版の公共施設等総合管理計画が令和4年3月に改訂されているという状況でございますが、町の基本政策としての考え方、今回の改修については、大規模改修という捉え方なのか、いわゆる長寿命化改修が40年に行って、80年持たせるぞという計画に基づくものなのか、ここら辺の考え方だけ1点伺いしておきたい。

それなりの大きい金額を今回契約締結ということであげられておりますので、そこだけを確認しておきたい。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

先ほど申し上げられました公共施設等総合管理計画で80年を持たせるようにということで、令和4年3月に改訂されたということでございます。

本業務につきましては、令和3年度に実施設計の方を行いまして、本年度こういうふうに工事のほうをさせていただきたいというところでございますけれど、今回、こちらの建物については、法定耐用年数は47年ということで、想定としてはあと20年持たせるということで、約70年持たせるという今のところの計画でございます。こちらのほう80年まで持たせるというところについては、まだ追いついていない状況でございますが、今後、こちらについても、こういった公共施設等総合管理計画についてのこの数字について検討をしてまいりたいというふうには思っております。よろしくお願いたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
6 番。

6 番 (阿部 豊 君)

分かりました。できる限り長寿命化はしたいという方針であるということには変わりないと。ただ、これが60年なのか、改められて80年まで持たせきれぬのかというところの明確な部分は、回答できないというような状況にあるということは認識しました。

やはり計画は定められて、それに乗っかっていくべきでございますが、いかんせん、持たせようと思っても持たないという部分もあろうかと思しますので、なるだけ財政出動が少ないような運営をしていただければというふうに感じますとともに、最後は1点です。

個別施設計画の策定で、まあ、それぞれあります。これを鋭意つめていただくように求めておきたいと思えます。

以上。

議 長 (淡田 邦夫 君)

答弁はいいですね。

ほかに。

9番。

9 番 (須藤 敏規 君)

中身のこの図面がさっぱり分からぬものですから、一つずつお尋ねします。

改修図面の中に、それぞれ「陸屋根のトップコート塗」とか「折板部・塗膜防水」、いろいろあるですね。あと「外壁の外装板張り(縦)(横)」とか「外部廊下壁防水塗装改修」。どのような工事をするのか、一つずつちょっと、東西南北側からそれぞれ出ておりますので、説明していただきたいと思えます。

それから、ここに面積がこの別紙のほうに載っていますね。防水工事、Aの1,344平方メートルとか、いろいろ以下、面積が、それぞれ東西南北出しているんですけど、積上げの根拠をそれぞれ出してください。

ということは、平成2年、1990年に外壁塗装して書いているんですけども、それは今回の外壁の外装板張り替えの東西南北どの部分をしたのか。

それから、平成9年の外壁防水、1997年って書いてあるんですけど。これは、それぞれどの工事をしたのか。「折板部・塗膜防水」「外壁の板金系外壁板張り(横)(縦)」「外部廊下壁・防水塗装改修」、それぞれちょっと表を作って分けたんですけど、それぞれにあって、屋根は全然今まで工事はしてなかったということで、今回初めてするということになるわけですか。そこら辺の話を。

それから、屋根金属瓦棒葺きビニタイト銅板、これをアクリルゴム系塗膜防水、これに変えた。安くなるからじゃなくて、このほうが工事がしやすかったのかどうかですね。

要するに見に行ったら屋根は、昔は空色やったっちゃなかかなって、今想像しよつとです。屋根が。

今朝見に行ったら、薄い空色やったけんね。塗装が取れているのかなと思って見てきたんですけど。そして、こう縦にあったのを上からかぶせてボルトばずっと締めてあったような気がしたけん、そういう工法の今度のゴムを張って、接着剤付けて貼っていくのかですね。そうなれば、接着剤のよかと使わんと、剥げたら20年って言われたんですけど、持つのかって。普通、塗装関係は10年から13年って聞いたもんですから。そいけん20年、今度の工事で持てるのかと、それぞれ工法で違うもんですから、そこら辺について、ちょっと聞いておきたい。

要するに、東西南北は無理でしょけども、やっぱりそれぞれ積上げられたけん、面積をちょっと知っときたい。面積掛け単価が出れば、大体、民間事業者の資料は持っていますから、出てくるから、判断つけやすいなと思つとつとですけど。何を言うたか分からぬんですけど。そ

ういうところで。

議長（淡田 邦夫 君）
新庁舎建設室長補佐。

庁舎建設室長補佐（松田 貴継 君）

工事の概要を最初から説明させていただきます。

まず、2ページ目、屋根伏図っていう図面を御覧ください。

上が現況図で下のほうが改修図となっておりますけども、この「陸屋根トップコート塗」って書いてあるところが約3か所ございます。これは、平成29年度にこの部分を、雨漏りがひどくて、防水改修を一度したところになっております。当時、防水改修したものが約7年ほど経っておりますので、今回トップコート塗りっていうのは、防水の上に紫外線による防水の劣化を防ぐトップコートっていうのがありまして、これを今回施工するっていうことになっております。

真ん中の「折板部」と言いますのは、町民体育館の体育室、広いスペースがあるところ、ここが屋根だけが鉄骨造になっておりまして、屋根がデコボコした折板っていういいまして、板金の屋根になっております。これが先ほどおっしゃったビニール系の塗料に当初なっておりまして、現在その塗料が劣化している状況になっております。

今回の施工に対しては、その塗料の劣化部分を剥ぎ取りまして、一部研磨しまして、まず、錆止めを行いまして、このアクリルゴム系の防水を施すことによりまして、現在の板金屋根のほうの強度を高める設計としております。

大まか屋根については以上でございます。

続きまして、3ページ目、3から7ページ目の外壁のほうです。

まず、板金系外装板張、縦とか横とか書いておりますけども、この縦と横を区別しているのはデザイン的なものでございます。単価的には、縦も横も同じ単価でございますので、単純にデザインでこの設計にしていると考えていただいてよろしいと思います。

板金の下地の貼り方については、先ほど御説明した結露防止などを施工しておりますので、問題ないと考えております。

あと、5ページのほうをお願いいたします。5ページの下のほうに、「外部廊下壁防水塗装改修」と書いておりますけども、ここが、町民体育館の両サイドのアリーナの下側に通路のような部分がございます。ここが、板金系外装板張りをするには、ちょっとかなり形状が複雑で、ちょっと改修が不可能なところについて防水塗装改修、この部分だけを塗装改修するということにしています。

先ほど申しました屋根の板金部の塗装改修が初めてかという御質問ですけども、以前の履歴を見ますと、単純に塗装改修をした履歴がございます。今回、防水塗装を施すことによりまして、今回、1.5ミリほどの膜厚の防水、アクリル系防水を施すことによりまして、耐久性を高めることにしております。

先ほどの施工数量の件ですけども、まず、2ページ目の屋根伏図のほうを御覧いただくと、工事概要で、屋根改修工事（防水工事）1,344平米と書いておりますのは、この折板部塗膜防水のことになっております。

2行目の金属系外装板新設工事1,532って書いておりますのは、3ページ以降の立面図のほうを御覧いただきますと、外壁板金系外装板張り（縦）（横）の部分となっております。

3行目の塗装工、面積が1,054平米、こちらはページでいきますと、5ページと6ページ目、外部廊下壁防水塗装改修と書いてある部分が主なところとなっております。

あと窓枠及びサッシのシーリングといいますのは、立面図の中であちこちサッシが付いてお

りますけども、その防水シーリングの全てとなっております。

それと、照明器具のLEDが26か所ということですが、これは今回の外壁改修に絡みまして、今回施工する部分に付いている照明器具が約26か所、天井とか壁にございますが、これが今、水銀灯であるとか蛍光灯になっております。こちらを今回LEDに改修するものでございます。

説明については以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

1 ページ目の外壁塗装、それから平成2年、平成9年どこをしたとか。
教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

平成2年と平成9年の施工の概要でございますけれど、詳細はちょっと持ち合わせておりませんが、平成2年については、外壁塗装ということで、全体のほうを施工しております。

平成9年については、公民館が、こちらのほうがちょっと劣化が激しかったということで、こちらの外壁のほうの防水の工事を行っているという概要でございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

新庁舎建設室長補佐。

庁舎建設室長補佐（松田 貴継 君）

すいません、ちょっと説明し忘れておりました。アクリルゴム系の耐用年数についてでございます。

今回設計しておりますアクリルゴム系については、防水保証として、少なくとも10年間ございます。施工メーカーとの実績によりまして、約20年から25年、防水材の粘度とといいますか、柔らかさ、性質を保った状態で25年ほどの実績がある商品などとなっております。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

確認を含めて。

今、説明を受けました陸屋根トップコート塗りと折板部塗膜防水、これ合わせて1,344平方メートルですかね。それから、外壁の金属系か板金系外装板張り（縦）（横）、これが1,532ってなるわけですかね。そして、外部の廊下壁防水塗装改修、これが1,054っていうふうに理解すればいいということですね。一応、それ確認します。

ということは、塗装、塗るとですたいね。普通、例えばが悪いですけど、ウィスキー飲むとき、6割って4割水を薄めて飲むとは大体分かるですたいね。塗装なんかをすれば、原液に比べて、何パーセント混ぜて、かき混ぜたと見たことあるんですけど、その率はどのようになるとか、それぞれ、塗るとき。手でするのか、吹付けと、職工さんが手で塗ると、いろいろありますですたいね。既定のあれをはめ込んで塗っていくと。要するに、洗浄して、さっき言われた、研磨してとか、工程があるですたい、錆止め材塗って上塗りをするとか。その塗るときの厚さ、原液いくらで加工して。原液塗ったほうが厚くなるけん、よかでしょうけども。薄め

方ですたい。それはどがんなつとつとかなと思つて、気になる。

20年持つていうたどがちょっとね、20年持つていうとが、それぞれ違うもんでね。塗り方によって。貼り方によって。どうも20年持つていうとが、どの分が20年持つてのかなと思つて。今度の工事をする事によって。要するに天井の上は、風水害があつたり、いろんなどが飛んで来てするわけです。そいけん、防水をしたり、外壁もそうすると、それは理解しとつとですけども。安くあげるけんこれでは困るわけです。そういうところでいっちょいっちょ聞きよつとです。

そして、ここに13の括弧に雑巾の「巾」のごた「木」つて書いてあるですたいね。塗装改修つていうと。塗装はこいどがん改修する。何平米すつとかなと思つて。東側つていうところにするごとなつとるけんですね。

議 長 (淡田 邦夫 君)

いいですか。要は手塗りとミストをした場合に何ミクロンぐらい塗るとか、錆止めとか、そういうことで、工法。

新庁舎建設室長補佐。

庁舎建設室長補佐 (松田 貴継 君)

まず、塗装の薄めるのかどうかということですが、これはメーカー仕様によっていろいろございます。今回、屋根のアクリル系ゴムの防水については、水性アクリルという名のとおり、水性になっております。水性については水で薄めるのが原則でございますが、規定量つていうのがございまして、例えば、夏場と冬場では、薄める具合が違ひまして、夏場はやはり、少し若干多めに薄めないで塗りむらとかが発生しますので、あくまでメーカー仕様に準じて施工をすることとなっております。

規定量というのがございまして、例えば、1平米当たり、材料をどの程度使うかというのは、また、メーカー規定で全て決まっておりますので、その規定どおりやっているかつていうのを、今後管理していくということになっております。

それと、巾木の塗装改修つていうことで書いておりますけども、これが先ほどから申していた防水改修とどう違うのかといひますが、この巾木部分というのが比較的湿気と呼びやすい地面に近いところになっておりますので、防水型塗装にはしておりませんで、通常の吹付塗装にしております。面積としましては、約60平米となっております。面積について、先ほど、1,340平米ほどの屋根の面積をお伝えしましたが、これとは別に6屋根分の面積のトップコートとしましては、640平米ということになっております。トップコートのみですね。

以上でございます。

議 長 (淡田 邦夫 君)

9番。

9 番 (須藤 敏規 君)

大体分かりました。

あと、中間でいろいろ検査で、屋根なんか登られると思うんですけど、どの分ば見られるか。塗装液を搬入されて薄めるところを見るとか、中間、それはされると思うんですけど、屋根に上がつて塗り具合とか、接着剤の塗り具合とか、やっぱり屋根登らんばと思うとですたい。職員の特務手当にこの間あつたもんで、10回出ればそれだけこうあるけんですね。それを想定されておるのか。やっぱり検査のために登らんばですたいね、高い所に。そがんとが出てくるもんですけん。やっぱり町職員ですすとでしようけど、検査ばですね。そこら辺の中間検査

は搬入したときにするのか、それぞれの工法ごとにここにあるですけど、どうしているのか、見るのか、写真だけでいくのか、そこら辺についてちょっと聞いておきたい。

議 長（淡田 邦夫 君）
新庁舎建設室長補佐。

庁舎建設室長補佐（松田 貴継 君）

まず、佐々町の建設課と、私は庁舎建設室になりますが、建設課技術班全てに該当すると思いますが、まず、管理の方法としては、今回、例えば、屋根の塗膜防水というのが、約、工程でいったら6工程ほどございます。まず、下地の水洗いから始まりまして、次に、今、板金でするので、錆があるところの研磨塗装、研磨といいまして、下地処理ですね、その後に錆止めと塗装します。その上にプライマーといいまして接着剤を施工します。その後にまた、2層、3層と塗っていくんですけども、全ての工種について現在立会いを行っている状態です。

ですので、面積が今回1,300平米と広いんですけども、通常面積が小さい場合は、一工程に1回で6回、例えば6回だとすると、今回面積が大きいので、6回をまた更に4回で24回と、例えばそういう管理をしていくのが、今、技術担当の班のほうで取り決めている内容でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
総務理事。

総務理事（山本 勝憲 君）

特殊勤務手当につきましては、規定どおり対応させていただきたいと思っておりますけど、すいません、予算のほうはちょっと確認できておりませんので、これにつきましては、また改めて整理させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
ほかにございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

これにて質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。
これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第57号 工事請負契約締結の件 令和4年度 町民体育館屋根外壁改修工事は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり可決しました。

以上で、本臨時会の会議に付された案件は全て終了しました。

閉会にあたり町長より挨拶をお受けいたします。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

令和4年度の第2回の臨時会の閉会にあたりまして、一言お礼を申し上げたいと思います。議員の皆様におかれましては、提案申上げました議案に対しまして、慎重審議をいただきまして、御提案のとおりに可決することができまして、心からお礼を申し上げたいと思っております。

皆様御存じのように、新型コロナウイルス感染症につきましては、現在、全国的に新規感染が増加しているということをごさいます、長崎県におきましても、7月から連続過去最多というのを更新しているということで、感染者が確認される中で、感染者の高止まりをしているような状況でございます。本町におきましても、連日感染者を確認しているということで、なかなか減少しないというのが、大変我々としましては心配をしているところでございます。引き続き皆様方におかれましても、会話時のマスク着用とか、それから3密の回避、こまめな換気を行っていただきながら、基本的な感染対策をやっていただければと思っておりますので、御協力をよろしくお願い申し上げます。感染拡大防止、それから重症防止の観点からも、国の方針に基づきながら、4回目の接種を今実施しております。4回目接種を受けることで、高い重症化が防ぐことができるのではないかと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

町といたしましても、引き続き、町民の皆様の安全安心のために、今後とも感染拡大の防止に向けて、県や国の機関とともに協力をしながら対応をしてまいりたいと考えております。

また、大変暑い中、残暑でございます。夏の暑さが次第に緩むわけでございますけど、やはり体に気をつけられまして、暑い日を、また、こまめに水分を摂りながら過ごしていただければと思っております。

町民の皆様におかれましても、御理解、御協力をいただきますようによろしくお願い申し上げまして、皆様におかれましても、健康で十分気をつけられて、活動されますように心からお祈り申し上げまして、簡単措辞でございますけど、閉会にあたりましての御挨拶に代えさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

議 長（淡田 邦夫 君）

私から一言お礼を申し上げます。

本日の臨時会が無事に終了することができまして、お礼を申し上げます。

昨日、家に帰ってみますと議会事務局よりファックスがきてびっくりしたところでございます。内容は、佐々町の職員のコロナウイルス感染の連絡がございまして、副町長をはじめ5名の職員さんが感染したという連絡でございました。

また、テレビを見ておりますと、北九州の学校で22名の教職員中11名が感染したという報道でございました。29日から3日間の学校閉鎖という報道もあっており、佐々町も大変さを感じておるところでございます。

9月20日より9月定例会が予定されております。9月定例会では、令和3年度の決算審査があり、職員の皆さんでは、資料作りで大変でしょうが、どうか健康に留意され頑張ってくださいと思っております。

古庄町長の4大事業が物価高騰で難航しておるようでございます。議会、執行全員が危機感を持って、佐々町を盛り上げていきたいものだと思っております。

本日は大変お疲れ様でございました。

以上で、令和4年8月第2回佐々町議会臨時会を閉会とします。
お疲れ様でした。ありがとうございました。

(11時32分 閉会)